

# 電子メディアとの付き合い方 〔学習ノートA〕

## 児童の皆さんへ

テレビやゲーム、スマートフォンやパソコンはとても便利で、楽しいものです。このノートは、みなさんがテレビやゲームなどを使いすぎないように、また友達とのやりとりで思いがけない失敗をしたりしないようにするため、学校や家で学べるようにつくりました。このノートでは、自分の使い方を振り返ったり、友達やお家の人と話し合ったりできるようになっています。

## 保護者の皆さんへ

近年、インターネット環境の急速な発達により、スマートフォン等電子メディア機器は生活の中でなくてはならないものとなり、子どもたちの生活の中にも浸透しています。子どもたちにとって、親しみやすく、便利で楽しいものとなっている反面、友人関係のトラブルや生活習慣の乱れなどが深刻化していることから、上手につきあっていくことが求められています。利用に際してトラブルに巻き込まれないよう、家庭で話し合うために、このノートを作成しました。子どもたちが「自分で考え」、家庭で「話し合う」構成になっています。また、家庭で話し合う際の参考にしていただくため「保護者の皆さんへ」のページもあります。

なお、このノートは、電子メディア機器の購入を推奨するものではありません。

## 学校では

このノートは、子どもたちや各学校の実情に応じて、学校での学習（道徳や学級活動などの情報モラルに関する学習等）や家庭での学習（週末や長期休業期間中の宿題等）で活用できるようになっています。また、このノートをもとに、各家庭で話し合われたことを学級・学年通信等でまとめていただき、保護者の皆さんと情報共有したり、保護者懇談等で活用していただいたりすることも目的の一つとしています。

ねん  
年

くみ  
組

ばん  
番

なまえ  
名前

たろうさんは、朝起きたときから体がだるく、朝ごはんもあまり食べられませんでした。学校へ行ってからも、やる気が出ませんでした。かぜを引いているわけではないので、なぜだろうと思い、お母さんにそうだんしてみると、「きのうの学校から帰ってからのすごしかたが悪かったからじゃないの?」と言われたので、きのうのことを思い出して、書き出してみました。

(ごご)

4じ	5じ	6じ	7じ	8じ	9じ	10じ	11じ	12じ
	ゲーム	パソコン・タブレット	ばんごはん	テレビ		しゆくだい ・おふる	スマホゲーム	ねる



<sup>かんが</sup>  
【考えてみよう】

① たろうさんの生活で、<sup>せい かつ</sup>気になる<sup>き</sup>ところはどこですか。

-----  
-----

② たろうさんは、<sup>がっ こう</sup>学校から<sup>かえ</sup>帰ってからの<sup>せい かつ</sup>生活をどのように  
かえればよい<sup>おも</sup>と思いますか。

-----  
-----

<sup>いえ</sup> <sup>ひと</sup> <sup>はな</sup> <sup>あ</sup>  
【家の人と話し合ってみましょう】

<sup>じ</sup> <sup>ぶん</sup> <sup>いえ</sup> 自分<sup>い</sup>の家での<sup>す</sup>すごしかたは<sup>どう</sup>なっているか、<sup>ひょう</sup>表に<sup>か</sup>書いて  
<sup>はな</sup> <sup>あ</sup>話し合<sup>あ</sup>ってみましょう。

4じ	5じ	6じ	7じ	8じ	9じ	10じ

★おうちの方へ

話し合う際には次ページの「保護者の皆さんへ」を参考にしてください。

先生の印

# 保護者の皆さんへ

## ポイント

- ゲームや動画視聴をやめられなくなり、生活習慣が乱れてしまう事例が多いです。
- ルールをつくる時には、家庭内でしっかり話し合い、具体的なルールをつくる必要があります。
- ルールをつくる時には、「守れなかった時のルール」もつくるのが大切です。

テレビやゲーム・動画視聴に熱中するあまり、夜遅くまで起きているため、寝不足になって生活習慣が乱れてしまう児童が増えています。ひどくなると昼と夜が逆転して学校へ行けなくなる事例もあります。

子どもたちは夢中になってしまうと自分ではやめられなくなってしまうことがあります。それを止めてくれるのが家の人との約束です。また、保護者の方が、ゲーム機にフィルタリングや時間制限などの機能制限をする「ペアレンタルコントロール」を行い、子どもたちの健康・安全を守りましょう。

## 決めておきたいルールの例

- 使用時間（1日の使用は○時間以内 など）
- 使用場所（自分の部屋では使用しない など）
- ルールを守れなかったときは…（○日間使用禁止にする、ゲーム機などを保護者に預かってもらう など）

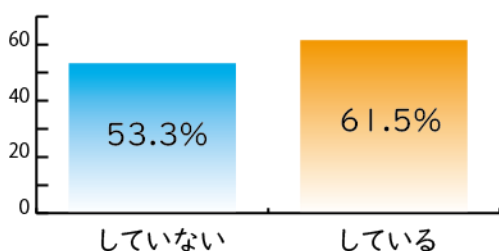
## 知っていますか？ ゲームソフトやアプリのレーティング

ゲームソフトには、コンピュータエンターテインメントレーティング機構によって審査が行われたものに「CERO A（全年齢対象）」や「CERO B（12歳以上対象）」など、表現内容により対象年齢を表示する「CEROレーティングマーク」が表示されています。また、スマートフォン、タブレットや音楽プレーヤーで利用できるアプリにも、アプリを提供しているストアごとに基準を定め、「4+（4歳以上）」や「12+（12歳以上）」などのレーティングが提示されています。ご購入の際、お子さんに適しているかどうかの情報としてご活用ください。

## 生活習慣と学力の関係（平成30年度全国学力・学習状況調査より）

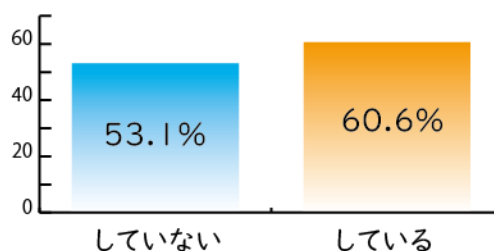
毎日同じくらいの時刻に寝ていますか。

<鳥取県における3教科平均正答率>



毎日同じくらいの時刻に起きていますか。

<鳥取県における3教科平均正答率>



⇒ **決まった時間に寝起きている児童の方が、3教科（国語・算数・理科）の平均正答率が高い傾向が見られます。**

※3教科平均正答率とは、「(どちらかといえば)している」(あるいは「(どちらかといえば)していない」と回答した児童の国語・算数・理科の正答率の平均

# 家庭で読むページ(家の人と一緒に読みましょう)



## インターネットを安全に使うため、知っておきたいこと

インターネットには、様々な特性やサービスがあります。自分やまわりの人を守るために知っておきましょう。

### ①世界中に公開されます

インターネットへ載せた文章や写真は、世界中に公開されます。「親しい友だちだけだから…」と思っても、誰かが転送すれば、世界中に公開されてしまいます。

### ②一度載せると取り消すことはできません

インターネット上に一度載せた文章や写真は取り消すことができないことが多く、必ずどこかに記録が残ってしまいます。名前を書かない場合でも、誰が発信したかという記録が必ず残ります。将来の自分にとって、マイナスになってしまうこともあります。

### ③情報をそのまま信用してはいけません

インターネット上には誰でも情報を載せることができるので、信用できない情報も多く、情報を手に入れる時には正しい内容かどうかを確かめる必要があります。

### ④相手のことを考えながら通信しましょう

インターネットでのやりとりは文字が中心になるため、思いが相手に伝わりにくく、誤解が生じる場合があります。また、同じ情報でも相手によってとらえ方が違う場合もあります。また相手にも事情があり、すぐに返信できないこともあるということを知っておきましょう。

### ⑤夢中になってやめられなくなるサービスがあります

インターネットのサービスの中には、夢中になってしまうようなサービスがたくさんあります。使い始めるとなかなかやめられなくなり、依存してしまう可能性もありますので、使う時間を決めましょう。

## 「メディア21:00」運動

21時以降は友だちを巻き込むようなLINE(ライン)などのコミュニケーションツールやゲームをやめて相手の時間を尊重しようという運動です。鳥取県PTA協議会が提唱し、様々な団体が賛同し運動を進めています。生活習慣をくずさないようにするためにも「メディア21:00」運動に取り組みましょう。

※電子メディア機器の利用や、購入をすすめるものではありません。

# 「人の作ったものを大切にする」

あき子さんの学級で、作文を書く宿題が出ました。あき子さんは、作文を書くのがあまりとくいではなく、どうしても書くことができなかったので、新聞にのっていた作文をうつして先生に提出しました。

何日かすると、先生に、「この前の宿題の作文がとてもよく書けていたので、コンクールに出すことになりました。」と言われました。

あき子さんは、こまってしまいました。そして次の日、先生に本当のことを言いに行きました。



<sup>かんが</sup>  
【考えてみよう】

① なぜ、あき子さんはこまってしまったのでしょうか？

-----  
-----

② もし、自分がいっしょうけんめい作ったものを、他の人が勝手に使っていたら、どんな気持ちになりますか？

-----

<sup>いえ</sup> <sup>ひと</sup> <sup>はな</sup> <sup>あ</sup>  
【家の人と話し合ってみましょう】

自分のものも、人のものも大切にするためには、日ごろからどうすればよいか家の人と話し合ってみましょう。

-----  
-----

★おうちの方へ

話し合う際には次ページの「保護者の皆さんへ」を参考にしてください。

先生の印

# 保護者の皆さんへ

## 著作権とは

自分の気持ちや考えたことを言葉や文字、音楽などの作品として表現したものを「著作物」と言い、著作物を創作した人を「著作者」、著作者に対して法律によって与えられる権利のことを「著作権」といいます。

## 肖像権とは

自分の顔や姿を無断で写真に撮影されたり、それを無断で公開されたりしない権利のことを「肖像権」といいます。

身の回りには、著作権や肖像権のあるものであふれています。多くの人が利用している動画共有サイトで子どもたちがアニメや映画などを無許可でアップロード(※)してしまい、著作権侵害となるケースが起きています。

また、最近では、携帯ゲーム機やスマートフォン等で簡単に写真撮影ができ、SNS等に投稿することができます。そこに、許可されていない他人の写真がある場合には肖像権の侵害につながることもあります。

音楽や動画を無断でアップロードすることは違法であり、刑事罰に値すること、また、違法にアップロードされたと知りながらダウンロードした場合にも罪に問われるということ、保護者の皆さんが子どもたちにしっかり伝えておく必要があります。

※アップロード…パソコン内にあるファイルをインターネットを経由して、接続された他のコンピュータやサーバーに転送すること。

## トラブルに発展しないために普段から気をつけたいこと

- 許可のないアップロードは絶対にしない。
- 自分のものも、他人のものも大切にする気持ちを持つ。
- ゲームソフトの購入やアプリ等をダウンロードするときは、家族と相談してから行うようにするとともに、保護者の方はなぜ必要なのか、どのようなことに使うのか、子どもの気持ちを聞き、目的を確認する。
- 子どもが扱う、スマートフォンや携帯電話、ゲーム機、音楽プレイヤーにはフィルタリングを設定する。

情報に関する自分や他者の権利を尊重することのできる意識を高めることが大切です。まずは、身の回りにあるものを大切にできるような生活を心がけましょう。

## 困ったときの相談窓口

もしものときや、困ったときは、一人で悩まず、相談しましょう。  
親身になって話を聞いてくれます。

### インターネットを 利用した犯罪に あつたら

[鳥取県警察本部]  
【警察相談専用電話】 **#9110** (通常の通話料がかかります。IP電話不可)  
**0857-27-9110**  
【サイバー犯罪対策室】 **0857-23-0110** (代表)  
【電子メール】 **k\_haiteku@pref.tottori.lg.jp**

### 架空請求に悩んだり、 請求の内容に疑問を感じたら

[消費者ホットライン] **188** (局番なし)  
[鳥取県消費生活センター]  
【東部消費生活相談室】 **0857-26-7605** (県庁第2庁舎2階)  
【中部消費生活相談室】 **0858-22-3000** (倉吉交流プラザ2階)  
【西部消費生活相談室】 **0859-34-2648** (米子コンベンションセンター4階)

### ネットいじめに 悩んだら

[相談電話・メール]  
【子どもの相談ダイヤル】 **0120-0-78310** (無料・毎日24時間)  
【いじめ相談メール】 **ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp**  
【いじめ110番】 **0857-28-8718** (毎日24時間)  
【子どもの人権110番】 **0120-007-110** (平日のみ8:30~17:15) (無料・IP電話不可)